

平成27年第2回安堵町議会定例会議録

(第1日)

日時 平成27年6月8日(月) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 増井 敬史	2 番 浅野 勉
3 番 大星 成司	4 番 森田 瞳
5 番 島田 正芳	6 番 中本 幸一
7 番 植田 英和	8 番 岡田 裕明
9 番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博 主 幹 辻井 弘至

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西本 安博	副 町 長 北田 秀章
教 育 長 楮山 素伸	
統 括 理 事 寺前 高見	総務部門理事 兼総務課長 近藤 善敬
民生部門理事 兼健康福祉課長 磯部 あさみ	事業部門理事 兼産業建設課長 堀口 善友
会計管理者 職務代理者 喜多 君美代	
総合政策課長 富井 文枝	税 務 課 長 中野 彰宏
住 民 課 長 堀川 雅央	人権同和対策課長 大星 義博
上下水道課長 石橋 史生	

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 報告第1号：平成26年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第5 報告第2号：平成26年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

第7 報告第3号：専決処分の承認を求めることについて（平成27年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号））について

第7 報告第4号：専決処分の承認を求めることについて（平成27年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号））について

第8 議案第1号：安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

開会（午前10時 分）

議長（森田 瞳） これから本日の会議を開きます。

西本町長より招集のあいさつをお受けいたします。

（西本町長、登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

初夏の風に木々の緑がまぶしく感じられ、庁内では田植えの時期を迎えています。そのようなお忙しいおりではございますが、平成27年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜りありがとうございます。

さる、5月20日役場ロビーを活用し、昼休み時間にマンドリンギター合奏団によるはじめてのロビーコンサートを開催いたしました。

お昼のひと時ロビー内が弦の音色に満たされ、150名ほどの聴衆の皆さんと共に演奏に聴き入り心とむひと時でありました。

富本憲吉氏がふるさと安堵を産土（うぶすな）と呼んでいたことにより、県立美術館の富本憲吉氏展に併せて安堵の四季折々の風情をテーマに作曲され、合奏曲「産土（うぶすな）」がふるさと安堵で披露されました。

大変意義深いロビーコンサートとなりました。

今後も役場ロビーが憩いの場としてコンサートなどを定期的で開催していく予定でございます。

よりいっそう皆様に活用していただけると幸いです。

また、地域創生事業の一つとして住民の皆様の町内での消費を目的とした、プレミアム商品券名づけて「産土（うぶすな）商品券」の発売を8月1日より行う予定でございます。

この商品券が地域活性化の一助となるよう期待しているところでございます。

さて、本日提案させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書についての報告が2件、平成27年度補正予算の専決処分の報告が2件、条例改正が1件の合計5件でございます。

それでは順をおって概要を説明いたします。

報告第1号は平成26年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告でございます。

3月定例会において承認をいただきました4事業について、繰越額が確定したため報告を行うものでございます。

報告第2号は平成26年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告でございます。

これにつきましても3月定例会において承認をいただきました下水道事業の繰越額が確定したため報告するものでございます。

報告第3号は平成27年度安堵町国民健康保険特別会計予算（補正第1号）について前年度歳入を補填するため前年度繰上げ充用金を増額補正するものでございます。

報告第4号は平成27年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）についてでございますが、前年度歳入を補填するため前年度繰上げ充用金を増額補正するものでございます。

次に議案第1号は安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に準じ、安堵町個人情報保護条例で必要事項を定める必要があり、所要の改正を行うものでございます。

以上大筋について説明いたしました。細部についてはその都度担当課長より説明をさせていただきますので、御審議願ひまして御承認、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

議長（森田 瞳） 本日の議事はお手元に配付いたしております議事日程に従い進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番大星成司議員、5番島田正芳議員を指名いたします。

両議員には会期中よろしくお願ひをいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から17日までの10日にしたいと思います。これに

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から17日までの10日間とすることに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第3報告第1号平成26年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案についての報告を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) 富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) おはようございます、総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第1号平成26年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。

先の3月定例議会におきまして、平成26年度から平成27年度への繰越明許費について、御承認いただきました4事業につきまして地方自治法施行例第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し議会にご報告するものでございます。

それでは2枚目の平成26年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

繰越事業につきましては、一つ目と致しまして、国民生活を支える社会的基盤として本年10月から実施される社会保障税番号制度のシステム改修事業。

二つ目と致しましては、国の地方創生に向けた取り組みである地域の消費喚起を目的としたプレミアム付き商品券発行事業。

三つ目と致しましては、地方版総合戦略の策定をはじめとする、地方創生先行

型交付金事業及び四つ目といたしまして、下水道事業特別会計への繰出しとして、下水道事業特別会計繰出し金でございます。

次に財源内訳について御説明させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名は社会保障税番号制度システム改修事業、金額は議会におきましてご承認いただきました翌年に繰り越して使用できる限度額 5 1 0 万円でございますが、翌年度繰越額全額の 5 1 0 万円を翌年度に繰越させていただきます。

この財源でございますが、国庫支出金 3 4 7 万 2 千円と残り 1 6 2 万 8 千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

次に同款、同項、事業名プレミアム付き商品券発行事業で、金額 2 千万円翌年度繰越額全額の 2 千万円よく年度に繰越させていただきます。

この財源内訳でございますが、既に国より公布された 1 千 9 4 3 万円と残り 5 7 万円を一般財源をもって充てさせていただきます。

同じく地方創生先行型交付金事業につきまして、金額 3 千 1 0 0 万円のうち、学童保育開室準備経費を執行しその残り 3 千 8 万 5 千円を翌年度繰越額として翌年度に繰越させていただきます。

この財源内訳でございますが、既に国より交付された 3 千万 9 千円と残り 7 万 6 千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

款 7 土木費、項 3 都市計画費、事業名下水道事業特別会計繰出し金、金額 1 0 万円翌年度繰越額 1 0 万円で、財源内訳でございますが、全額一般財源をもって充てさせていただきます。

合計でございますが、金額 5 千 6 2 0 万円、翌年度繰越額 5 千 5 2 8 万 5 千円、財源内訳として、既収入特定財源 4 千 9 4 3 万 9 千円、未収入特定財源で国庫支出金が 3 4 7 万 2 千円、残り 2 3 7 万 4 千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読いたします。

#### (議案書の朗読)

次の頁の平成 2 6 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、先ほどの御説明と重複いたしますので割愛のほうさせていただきます。

以上ご報告申し上げます、どうぞよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 報告第1号は終わりました。

続いて日程第4報告第2号平成26年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案についての報告を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） 石橋上下水道課長。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） あらためましておはようございます、上下水道課石橋でございます、どうぞよろしくお願いたします。

それでは報告第2号平成26年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。

本件につきましては、先の3月議会においてご承認をいただきました、平成26年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費につきまして、地方自治法施行例第146条第2項の規定により本会の議会におきまして報告を行うものでございます。

内容と致しましては、県の流域下水道事業建設負担金の繰越明許費に係る歳出予算の経費の内訳等でございます。

それでは次の頁繰越計算書を説明させていただきます。

平成26年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款1下水道事業費、項2下水道建設費、事業名大和川上流流域下水道建設負担金、金額が30万円、翌年度繰越額30万円。

この財源内訳と致しまして、町債20万円、一般財源が10万円、合計に付きましても同額でございます。

それでは議案書のほうを朗読させていただきます。

（議案書の朗読）

以上ご報告させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） 報告第2号は終わりました。

続いて日程第5報告第3号専決処分の承認を求めることについて

平成27年安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）についてを議題と致します。

本案についての報告を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） あらためましておはようございます、住民課堀川でございます。

それでは報告第3号専決処分の承認を求めることについて

平成27年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について説明させていただきます。

本補正につきましては、平成26年度国民健康保険特別会計決算において、7千777万4千円の不足が生じたので、地方自治法施行例第166条の2の規定により平成27年度国民健康保険特別会計において、前年度繰上げ充用金として同額の7千777万4千円の増額補正を行うものでございます。

また、平成26年度会計の出納閉鎖までにこれを行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年5月29日の専決処分とさせていただきます、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは詳細に付きまして補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書最後の頁、7頁をお願いいたします。

歳出の部、款11前年度繰上げ充用金、項1前年度繰上げ充用金、目1前年度繰上げ充用金で7千777万4千円の増額。

これは平成26年度国民健康保険特別会計の実質収支の補填分でございます。

この財源と致しまして、1頁戻っていただきまして6頁をお願いいたします。

収入の部、款8諸収入、項1雑入、目1歳入欠陥補填収入をもって全額充てさせていただきます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(議案書の朗読)

次の頁以降の事項別明細書につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます、御審議御承認のほどよろしくお願いいたします。

-----  
議長（森田 瞳） 報告第3号は終わりました。

続きまして日程第6報告第4号専決処分の承認を求めることについて

平成27年度安堵町住宅新築資金等特別会計補正予算（補正第1号）についてを議題と致します。

本案についての報告を求めます。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長。

(大星人権同和対策課長 登壇)

人権同和対策課長（大星義博） おはようございます。

それでは報告第4号専決処分の承認を求めることについて

平成27年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について説明させていただきます。

本補正につきましては、平成26年度におきまして資金等の回収には鋭意努力をいたしておりますが、歳入欠損が生じたため、地方自治法施行例第166条の2の規定により、平成27年度予算に繰上充用金として予算計上するものでございます。

なお、出納閉鎖期間が5月29日となっていることにより、専決処分とさせていただきます。

詳細につきましては補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書の7頁をお願いいたします。

歳出、款3前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金で平成26年度補充するための費用2千520万3千円の増額補正でございます。

この財源と致しまして、1頁戻っていただきまして6頁お願いします。  
歳入、款2諸収入、項2雑入、目1歳入欠陥補填収入を充てさせていただきます。

それでは報告書を朗読させていただきます。

(議案書の朗読)

なお、次の頁以降の事項別明細書につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます、御審議のほどよろしくお願いいたします。

---

議長(森田 瞳) 報告第4号は終わりました。

続きまして日程第7議案第1号安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
についてを議題と致します。

議案の説明を求めます。

総務課長(近藤善敬) はい、議長。

議長(近藤善敬) 近藤総務部門理事兼総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長(近藤善敬) あらためましておはようございます、総務の近藤でございます。

それでは議案第1号安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御  
説明申し上げます。

平成25年5月に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律、いわゆる番号法等が施行され、マイナンバー社会保障税番号制  
度が導入されました。

本年10月から個人にマイナンバーが通知されることになっております。

これは住民票を有する全ての方に一人に一つの番号を付すことで社会保障、税、  
災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同  
一の情報であることを確認するために活用されるものであります。

その実施に向け、個人を識別するための番号を含む個人情報である、特定個人

情報の取り扱いについて、番号法のほか改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で定めるもののほか、市町村条例で必要事項を定める必要があるため、今回所要の改正を行うものであります。

今回社会保障税番号制度の実施により、一人ひとりに12桁の番号が割り当てられます。

この番号を含んだ個人情報特定個人情報といい、特定個人情報の取り扱いについては市町村条例において必要な事項を定める必要があり改正に当たっては、番号法及び行政機関個人情報保護法の規定に準じることとなっております。

それでは改正内容を説明させていただきます。

お手元の中ほど、新旧対照表1頁を御覧ください。

第1条下線部でございます。

個人情報の範囲が、本条例と番号方とが異なるため、この条例の対象から漏れ落ちが無いよう特定個人情報の規定を追加するものでございます。

第2条につきましては、第2号で特定個人情報。第3号で情報提供等記録。第4号で特定個人情報ファイルの定義の追加でございます。

2頁第3条及び第4条では、個人情報の範囲が本条例と番号方と異なるため、この条例の対象から漏れ落ちないように特定個人情報の規定の追加でございます。

6条の2では、今条例に規定された個人情報保護審査会において、特定個人情報にも同様に意見を聞くための旨を規定。

3頁第7条では、第6条の2が新規制定されてことにより、文言整理でございます。

第7条の2では、3頁から6頁にまたがりますが、番号法等により特定個人情報ファイルの保有にあたり、特定個人情報保護委員会へ予め通知する事が義務付けられているため、同様の規定を追加するものでございます。

6頁第7条の3では、行政機関個人情報保護法の規定に準ずる規定を追加するものです。

また、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務付けております。

7頁第8条では、特定個人情報と個人情報の利用と提供の制限について取り扱いが異なるため、分けて規定するための文言を追加しております。

第8条の2では、特定個人情報に係る利用の制限を追加しております。

8頁第8条の3では、特定個人情報に係る提供の制限を追加です。

第9条では、電子計算機の結合について、特定個人情報は番号法により情報提供の義務が生じることから、本条例の制限から除く規定を追加しております。

第10条では、本条例に該当しない特定個人情報も適応対象とするための規定を追加するものです。

9頁第13条につきましても、本条例に該当しない特定個人情報も適応対象とするための規定を追加するものでございます。

第16条第2項では、第13条第2項の各号を追加。

第17条では、特定個人情報については削除請求の対象外とするための規定を追加するものです。

10頁第18条の2、特定個人情報の利用停止の請求について、行政機関個人情報保護法第36条の規定に準ずる規定を追加するものです。

不正に取得され、また目的を超えた利用等がされたとき、特定個人情報の利用停止の請求が出来ることを規定するものでございます。

11頁では19条では、第18条の2を追加に伴う改正でございます。

11頁12頁またがり、第20条では、特定個人情報の取り扱いについて、行政機関個人情報保護法の規定に合わせる規定を追加するものです。

開示の決定期間を特定個人情報の場合は30日、個人情報の場合は15日でございます。

第21条、行政機関個人情報保護法の規定に準ずる規定を追加するものです。

特定個人情報においては、情報提供等記録開示システムにより開示を行われることから、それが利用可となるよう規定するものでございます。

13頁第23条では、審査会において特定個人情報保護評価に関する事項等を取り扱うことを設置目的に追加するものです。

第24条では、第6条の2の規定の追加でございます。

第25条では、特定個人情報は番号法により本条の適応除外となっているため、これを除く規定を追加するものです。

第29条では、罰則について番号法等で適応除外の対象となっていないため、漏れ落ちが無いよう規定を追加するものでございます。

なお、この条例の施行期日平成27年10月1日であります。

それでは議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

なお、次の頁以下の本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） ごぞいませんか。

これだ質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します、この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月17日午前10時開会です。

本日はこれで散会いたします。

---